

農業会議通信



3月26日に開催された、平成23年度岩手県農業会議定期総会において新年度の業務方針を述べる佐々木会長

新年度のスタートにあたって

昨年は年越し寒波に見舞われました。今年も記録的な寒い日が続きました。が、冴え返り冴え返り、ようやく春がめぐってきました。

そして、国民にとって終生忘れることのできない、あの東日本大震災から一年がたちました。改めて多くの犠牲者に衷心より哀悼の誠を捧げますとともに、甚大な被害を被った皆様に、心からお見舞い申し上げます。

再建には、長く厳しい道のりになるものと思われませんが、一日も早い復興を切に願うものであります。

今、農業者の関心事は、大きく2つあります。

まず、TPP交渉への日本の参加については、関係国との協議が一巡し、9カ国のうち6カ国が了承したとされており、残るアメリカとオーストラリア、ニュージーランドとは、引き続き協議が継続されることとなります。

私も立场上、政府の説明会など出席する機会がありますが、最近においては、仮に関税撤廃するとしても「段階的だ。しばらく先のこと」などと、かなり前のめりな発言もありましたので、とんでもないことだと抗議して参りました。野田首相が5月の大型連休に訪米するとも言われており、予断を許さない状況にありますので、今後の動きを注視しなければなりません。

もう一つは、地域農業マスタープラン（以下「人・農地プラン」という）についてであります。

これは、政府が昨年10月に策定した食と農林漁業の再生のための基本方針

行動計画と、県が本年1月に作成したいわて県民計画の第2期アクションプランによって打ち出されたもので、全市町村の集落や地域で作成していただくものです。

本県においては、国が示した内容から、さらに発展的に、集落ビジョンとしての意味合いも持たせ「いわて方式」で取り組むこととしております。

この「人・農地プラン」は、これからの地域農業の未来を切り拓く設計図づくりを運動論として進めようとするものであり、私ども農業委員会系統組織の主要業務である人と農地対策と密接にかかわりを持つものでありますので、積極的に関与して参らなければならぬと考えております。

今年度は、系統組織の業務に直接関係する農地法が制定されて以来、60周年の大きな節目に当たります。また、同法が21年12月に大幅改正されてから、3年目に入り、その成果をさらに確かなものにしなければならぬ時でもあります。

そして、前述のTPP問題や「人・農地プラン」への対処など、農業、農政を巡って、極めて重要な一年であります。

こうしたことを踏まえ、今年度は、東日本大震災からの復興と農業の再生を両輪に掲げ、系統組織一丸となって取り組んで参る考えでありますので、農業委員会の特段のお取り組みと、県をはじめ関係機関・団体のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

岩手県農業会議会長 佐々木 正勝

地域農業マスタープラン作成に関する農業委員会の対応について

一 これまでの経過

国は昨年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を地域で実際に進めるため、12月にその取組方針をまとめた。

その中で国は、「地域農業マスタープラン（東日本大震災の津波被災地にあつては「経営再開マスタープラン」。以下、人・農地プランという。）を全地域・集落に作成していただき、地域の中心となる経営体（以下、「中心経営体」という。）の育成、農地の集積、新規就農等の実現に向けた施策・事業を集中的に実施することとした。

一方、本県においては、県が平成21年に策定した「いわて県民計画」に基づく第2期アクションプランがこの1月に作成され、地域の人材、農地、機械・施設等の地域資源を高度に活用する「いわて型集落営農」の確立や戸別経営体の育成に向け、人・農地プランをその集落・地域段階の計画として位置づけているところである。

人・農地プランの作成にあたっては、関係機関・団体が一体となつて支援する必要があることから、岩手県農業再生協議会及び岩手県

は、先般、「地域農業マスタープラン等の作成と実践について（案）」を策定し、その手順や役割分担等を示した。

本会においても先般、それを踏まえた対応について農業委員会に通知したところである。

二 期待される農業委員会の役割

（1）人・農地プランの作成

人・農地プランの作成にあたっては、各市町村で関係機関・団体による支援チームが結成される予定であり、農業委員会もそれに参画することが求められている。

そのチーム員として、①集落説明会等での制度の周知に向けた支援、②市町村が実施する営農意向調査や後継者・新規就農者の把握への協力、③地図情報システム等による農地利用状況図の提供、などを通じ、人・農地プラン作成の基礎となる集落・地域における話し合いを通じた合意形成を促進する。

また、集落における話し合いを受けて、市町村が人・農地プランの原案を作成することとなつており、その妥当性を審査・検討するメンバーとしても、農業委員会が位置づけられている。

さらに、その検討会のメンバーの概ね3割以上は、女性で構成することとされており、女性農業委員の参加を求められた場合には積

極的に協力する必要がある。

（2）中心経営体の育成

人・農地プランに記載された中心経営体の育成に関して、農業委員会に最も期待されているのは、農地の集積である。

中心経営体の規模拡大と農地の団地化としての面的集積に向け、農業委員会の仲介機能を活かした活動が今まさに求められている。

（3）耕作放棄地の解消

先に述べた国の取組方針の中で、農業委員会系統組織について記述されているのは、「遊休農地解消措置等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底」である。

一義的には、農地法第30条に基づき農地の利用状況調査を行い、今後の意向把握を行った上で貸付に導いたり、書面による指導を行うことである。

しかし、耕作放棄地の解消は、集落ぐるみで取り組むことが一番の早道であり、今回の人・農地プランづくりを耕作放棄地再生・活用の中核の機会と捉え、農業委員が中心となった話し合いを行い、耕作放棄地解消計画を盛り込んだ上で、実践活動に取り組むことが重要である。

三 急がれる人・農地プラン作成

人・農地プランの作成によって、年間150万円が最長7年間給付

される「青年就農給付金」や1戸当たり30～70万円の経営転換協力金などが交付される「農地集積協力金」の活用が可能となる。

このため、その給付金等を受けると同時に、早期に営農意向調査等を実施した上でこの分を先行し、必要に応じてそれを見直すなどの措置も必要になってこよう。

四 本県農業の再生

本県の農業委員会は、これまで「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を通じ、農地法等の法令事務の透明性の確保と公平・公正な実施はもとより、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成などの農業振興業務全般に亘って積極的な活動を展開するとともに、当該運動を大震災からの「復興運動」として位置づけ、内陸部と沿岸部の農業委員会相互の連携・協力のもとに組織の総力を挙げて取り組んできた。

もとより、農業委員会系統組織は、人と農地対策を主要業務としており、この人・農地プラン作成と実践の支援を行っていくことが重要であると考え、今回、運動の要領を改正し、「人・農地プラン作成への参画」を追加したところである。本県農業の再生にとつてこの取組みが実を結ぶことが、一番の近道であろう。

私もひごと三言

東日本大震災と農業委員会の取組



一関市農業委員会
会長 哲男 千葉

平成23年は、地震、津波、放射能そしてTTPと歴史に残る大変な一年でした。その大きな課題を全て引きずって新年度がスタートしましたが、震災からの復旧、復興は一年が過ぎても未だに険しい道程が続いております。今年も復興元年と位置づけさまざまな対策が進められておりますが、まず被災された皆さんの「心の復興」が大切であり、皆さんが気力を取り戻し「一歩一歩」前に着実に進む新年度であって欲しいと願っています。

さて、私達の県南内陸部は津波の被害はないものの、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染により一気に被災地になってしまいました。牧草、稲わら、堆肥、そして乾したけが出荷自粛と出荷された物の回収など、農家が代々営々と築いてきたものが根底から壊れ、先行きの不安とやり場のない怒りにつつまれております。

当市では放射能対策を最優先課題ととらえ、日々苦慮しながら対応しているところですが、我々農業委員会も農業者の公的機関としての責務を果たすため行動するか検討した結果、農業者の声、現場の声を積み上げて「緊急要望」や「建議」、「市長と農業委員との懇談会」を通して対応してきたところです。

まだまだ責務を果たしたとは言えず、今の農家の窮状を救う手だてはないものか悶々とした日が続いておりますが、まず原因者である東京電力に対して迅速に誠意をもって賠償してもらおうことが急務であると考え、同じ様に放射能問題で苦しんでいる奥州市、平泉町と一緒に要請活動をしました。

過日、東京電力が直接回答書を持参し、来庁しましたが回答の内容はまだまだ不十分で、農業の再建は迅速で誠意ある賠償はもとより農産物の徹底した検査による安全、安心の確保と除染にある旨を、改めて強く要請したところです。

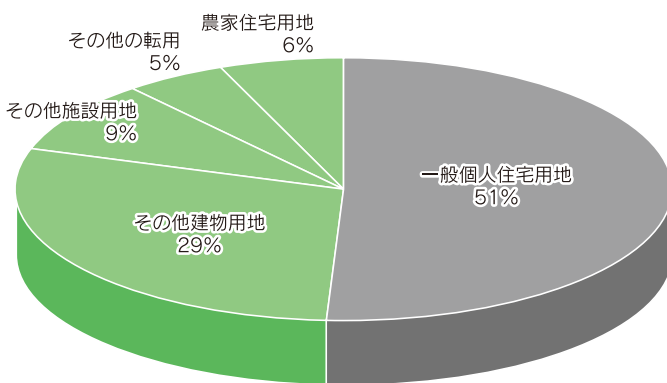
特にしたいわけではないことは、ホダ木、ホダ場の汚染で何年も先の収入までも断たれ、死活問題であること、東京電力にはもっと現場に入って直接農家の声を聞き、誠意ある対応が原因者としての責任だと訴えました。

かつて経験したことのないことに対する農業委員会のあり方について自問自答の毎日ですが、農業者の公的代表としての使命感を自覚しこの難局を乗り越えねばならないと思っています。

大震災後の農地転用の状況について

震災後の農地転用の件数は前年に比べ大幅に増加し、特に被災地域の農業委員会では、件数、面積とも過去に例のないものとなっている。

◆震災関連農地転用の状況



大震災関連の用途別農地転用の状況 (H23.4 ~ H24.3)

県全体で見ると、平成23年度は24年3月現在1,404件で、前年度同期比123%であるが、このうち震災関連は546件で転用案件の38%を占める。

これを、市町村別で見ると、陸前高田市が211件、大船渡市が

158件とこの2市で震災関連案件の67%を占めており、次いで宮古市33件、山田町28件、釜石市22件、野田村が20件となっている。

転用目的別にみると、一番多いのが一般個人住宅用地で277件と震災案件の51%を占め、以下、その他建物用地157件(29%)、その他施設用地51件(9%)、農家住宅用地34件(6%)、道路、水路用地等27件(5%)などとなっている。

◆大船渡市、陸前高田市の状況
例として、案件の多かった大船渡市と陸前高田市を、もう少し詳しく見てみよう。

大船渡市では前年度に比べ、転用件数で306%、転用面積で347%と大幅に増加している。内訳は一般個人住宅用地が件数367%、面積412%。その他建物用地が件数350%、面積で446%の増加が著しい。

陸前高田市では同じく、転用件数で546%、面積で881%とこれまた大幅に増加。内訳は一般個人住宅用地が件数459%、面積541%。その他建物用地が件数1,188%、面積1,802%と、大幅に増加している。これらの案件は、過去に審査した事例も少なく、その判断に慎重さが求められている。また、復興に係る農地転用需要の増大と、地域の農地の減少への懸念との狭間で苦慮している状況もある。

◆農業委員会の対応

このように、被災地の農委では、

業務体制への影響が大きかった中で、被災者等の転用申請に迅速かつ適正に対応しており、農業会議としてもこうした状況を踏まえ、通常月1回の常任会議員会議（転用案件の意見聴取等）を8月11月は、月2回開催し復興の動きを支援してきた。

こうした転用案件の多さと内容は、まさに震災の被害の大きさを示しているが、一方では復興への動きと捉えることも出来る。

この他、復興のために、中小企業整備機構による仮設店舗や仮設事業所の一時転用案件（震災被害にあった事業者の事業再開のために、同機構が市町村から土地（農地）を借受けて施設を建設し、貸し付ける事業で農地転用上の特例は特にない）が被災地市町村で増加しており、一時転用終了後の原状復帰の確認など、行政指導の業務も生じて来よう。

また、今後は、震災復興特区や再生可能エネルギー関係の特例案件も増えてくると想定される。

いずれ被災地市町村では、復興のための土地利用計画の実現の過程で、また、被災者の移転のための土地の確保や資金調達等の状況によって、この数年間は、農地の転用需要が高まることを見込まれ、農業委員会の転用許可業務の増加傾向が続くものと思われる。今後とも、業務の適正な執行と、スピード感を持った住民対応に心がける必要がある。（文責 河村）

農業委員会に期待すること



田口 信一

平成22年4月、県の定期人事異動に伴い、はからずも岩手県農業会議農地部長を拝命しました。

もとより、農業委員会法や農地法に精通しているとは言い難い状態であり、業務執行にあたっては、佐々木会長、三浦事務局長を始め、農業会議職員、各市町村農業委員会事務局そして農業委員皆さんのご指導・ご協力で無事に勤めることができました。本当に感謝申し上げます。

§ この2年間で振り返ると、県内では様々な事が起こりました。平成22年は、記録的な猛暑で農畜産物が被害を受けるとともに、10年産米概算金は主力のひとめぼれが8千7百円／60^キと過去最低となりました。

平成23年は、3月に東日本大震災が発生し、沿岸部を中心に甚大な被害をもたらすとともに、放射線物質の拡散で多大な影響を受けています。

一方、農業委員会を巡る状況はどうだったかという点、国の行政刷新会議では、農業委員会の在り方の見直しを行うこととしています。

また、適正化通知や改正農地法等の本格施行による農業委員会業務の増加、市町村合併で農業委員の減少や担当地域の拡大など、現場での対応にあたっては大変に苦慮されていることと思います。

農業は国の基であり、人の命と暮らしを支える重要な産業です。そして永久に持続しなければなりません。

しかしながら、現在、農業・農村は、従事者の減少と高齢化の進行、遊休農地の増大、農畜産物価格の低迷など多くの課題を抱えています。

このような中で拡大再生産可能な所得を確保するとともに、農業・農村が活力を取り戻し、国民に安定的に食料を供給するためには、農業者が将来展望のもとに意欲を持つて取り組める施策が必要です。

今回の地域農業マスタープラン（被災地にあつては経営再開マスタープラン）は、今後の地域農業の設計図をつくるものです。プラン作成にあたっては、人と農地対策を主要業務としている農業委員会系統組織の活躍が期待されます。

農業委員会にあつては、是非とも、農業者の代表として、また、農業者に最も寄り添った身近な存在として、農業委員会事務局と密接な連携の下に、合意形成に向けた取組等をお願いします。

§ 農業委員会に期待すること
一つ目は、農地の問題に対応するためには、地域の農業に精通す

るとともに、許認可業務等に係る公平・公正性と透明性の確保が不可欠であることから、行政組織から一定の距離を置く農業委員会しかり得ないことを「自覚」していただきたいということです。

農業委員になった想いは様々であると思いますが、農業委員の責務と期待される役割を認識いただき取り組んで下さい。

二つ目は、農業委員会の機能が十分に果たされるよう、改正農地法等による新しい仕事を含め、その業務を肅々と行い、農業委員会が頑張っている姿を情報発信していただきたいということです。

折しも、皆様に農業委員等活動事例集が届いていると思います。その中には、実に様々な取組が掲載されています。まさしく、「農業委員の自覚」とにかくやること、見せること」の発想に立った取り組みが行われています。

是非とも、これらの農業委員仲間の取組を参考にされるとともに、あらゆる機会を捉え情報発信していただきたいと思えます。

そのためには「限界がある・無理だ」という発想ではなく、とにかくやるうという前提に立って、「限界はあるが、この線まではやる」という気持ちで取組をお願いします。

§ 最後になりますが、引き続き県の職員として農業と農村の振興に向けて、微力ながら取り組んで参りますので、今後ともご指導・ご協力をよろしく願います。

いわて農地再生プロジェクト緊急対策の成果について

◇いわて農地再生プロジェクト緊急対策事業は、県の委託を受けて平成21年11月から新規事業として農地再生コーディネーター6名を雇用して始まった。11月2日にこの事業に係る検討会が、県担当課、農業会議、農地再生コーディネーターの出席により開催され、県から岩手県農地再生・活用対策基本方針の説明があった。農業従事者の減少や高齢化の急速な進行により耕作放棄地が増加する中で、耕作放棄地の再生・利用や担い手への面的利用集積の促進による産地づくりを通じて、所得形成力の高い農業経営の確立に向け、県及び関係機関・団体が一体となって、重点的かつ集中的に取り組むこととされた。また、この年から始まった国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業についての説明もあり、実質的にこの検討会がコーディネーター活動のスタートとなった。

◇当初は、それぞれの配置先での関係機関等からの情報収集や、地域耕作放棄地対策協議会(以下、「地域協議会」という。)との連携の在り方等を模索しながら、耕作放棄地所有者に対する意向調査や貸借の同意書を取り付けるなどの活動が中心であったが、数か月経過し、年度も押し迫ってきたところから徐々に具体的な活動の成果が見えてきた。

◇平成22年2月に行われた検討会

においては、企業の農業参入、新規就農者支援、農地の利用集積など、地域の特性に応じた活動の報告があり、この事業が確実に動き出した。4月に行われた検討会において、22年度の活動指針として、県から①現地巡回による規模拡大志向農家等の情報収集、②地域協議会と連携した耕作放棄地情報の収集・管理、③利用可能な農地の詳細な実態調査と所有者の意向調査、④耕作放棄地情報をもとにした仲介活動、⑤園芸作物等の導入支援の五項目が示され、耕作放棄地の解消は大変難しい仕事であるが少しずつでも成果を積み上げて欲しいと激励された。

◇平成22年度に入りそれぞれ特徴を活かした活動が展開され、実績が積み上がってきたので活動の記録として、農地再生・仲介活動記録表を整理、作成することとし、農地の出し手、受け手の情報や農地の利用集積面積、耕作放棄地解消面積を集計していった。

また、二カ月に一度開催される検討会において、各コーディネーターの活動の事例発表も行った。県北地域担当のコーディネーターは、「仲介・斡旋活動オンリーでは耕作放棄地の解消は進まない、農地の利用集積から入るべき。集落営農と担い手づくりを進めたい。」、盛岡地域担当コーディネーターは、「遊休農地に歯止めをかけ

るためには企業の農業参入も必要。」、というようにそれぞれの地域の特徴を活かした活動が明確になってきた。

◇平成23年度は本事業の最終年度であり、活動の集大成としての成果が求められる年であり、コーディネーターが個々に活動方針を策定して前年度からの課題解決に取り組んだ。3月11日には東日本大震災が発生、沿岸部の被災者に対し、なにかの支援を模索しながら、活動方針に沿って農地再生・仲介活動に取り組んだ。被災地支援としては、耕作放棄地再生によりそばを栽培し、温かい手打ちそばを提供することができた。それぞれの特性を活かした農地再生・仲介活動は有形無形の大きな成果を生んだ。



検討会の意見交換風景

農地再生・仲介活動記録集計表(H22～H24/3月まで)

意向調査による情報収集						成 果				
出し手		受け手				農地利用集積と耕作放棄地解消面積の合計値		耕作放棄地解消面積(内数)		耕作放棄地解消面積率
貸付希望面積	耕作放棄地(内数)	借受希望面積								
件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	
497	40,141.4	242	12,034.0	428	50,998.4	358	31,119.3	192	9,468.7	30.4%

農業者年金加入推進ニュース

■23年度の新規加入者数がまとまりました

岩手県の新規加入者数(暫定値)は、1～3月に30人増加し、平成23年度は68人となりました。新3カ年計画の2年目は、164人の目標に及びませんでした(目標達成率41%)。

市町村別で目標を達成したのは、達成率の高い順に岩泉、葛巻、矢巾、滝沢、宮古、平泉の6市町村です。

関係各位の昨年度のご尽力に感謝申し上げますとともに、新3カ年計画の最終年度である今年度こそは、164人の本県目標の達成に向け、各市町村での特段の取組みをお願いいたします。

なお、年金の保険料の確保が加入推進の障害となっていることから、農業者へ生産拡大の取組みを誘導することにより、加入推進を図るべく、今年度は、JAが取組む生産振興運動と連携した「農業者年金加入のための生産拡大運動(仮称)」を提唱していく計画です。

▼市町村毎の加入者数
12人〓奥州市。8人〓一関市。7人〓遠野市。5人〓葛巻町。4人〓滝沢村、岩泉町。3人〓雫石町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町。2人〓花巻市、北上市、八幡平市、軽米町。

全国農業新聞普及ニュース

昨年度は、農業委員統一選挙に伴う退任農業委員の継続購読並びに新任農業委員の皆購読会等を通じた普及対策等に取り組みましたが、減部に歯止めがからなかったため、24年度は改めて情報提供活動の原点に立ち返って普及に取り組んで参ります。

今年度も18市町において農業委員選挙が実施されることから、改選対策や、各種会合での普及、戸別訪問等、宜しくお願いいたします。

◆平成24年3月の全国農業新聞普及状況◆

☆県全体3月部数(4383部)
☆目標(21年12月部数)と比較して増加している①住田町(7部)②滝沢村(3部)☆購読部数純増(4)3月で申込が中止を上回っている(①滝沢村(3部)②住田町、洋野町(2部))

◇お知らせ◇

①全国農業新聞平成23年普及拡大特別優秀農業委員会・農業委員数対比普及率の部で、紫波町農業委員会が全国1位(18.78倍)となりました。

②平成23年5月27日付東北版に掲載した「震災乗り越え、活動に奔走」(山田町農業委員会)が地方版月間優秀賞を受賞しました。

24年4月から6月までの主要な行事

開催時期	行事名
4月13日(金)	第382回常任会議員会議(エスポワールいわて)
4月17日(火)～18日(水)	平成23年度新任農業委員会職員研修会(エスポワールいわて)
5月11日(金)	市町村農業委員会事務局長会議(エスポワールいわて)
5月14日(月)	第383回岩手県常任会議員会議(エスポワールいわて)
5月18日(金)	市町村農業委員会会長会議(エスポワールいわて)
5月31日(木)	全国農業委員会会長大会(日比谷公会堂)
6月15日(金)	第384回岩手県常任会議員会議(エスポワールいわて)

新刊図書のご案内

しっかり積み立て！
安心で豊かな老後を！
農業者年金加入
推進事例集
Vol.4



地域にあった加入推進方法や心に響く普及のポイントなど、成功に導いたノウハウが凝縮されています。

コード番号：23-40
A4判・33頁
定価：700円(税込)

地域農業
どうすればいいか
現場から
「人・農地プラン」
を考える



人・農地プラン作成に向けた「集落での話し合い」にあたって、その進め方や留意点を具体的に示しています。

コード番号：23-37
A5判・42頁
定価：350円(税込)

お申し込みは岩手県農業会議へ
TEL：019-626-8545 FAX：019-629-9210